



(観光庁長官登録旅行業第530号)

旅行条件書

(募集型企画旅行) 2026年7月改正

旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)について

この条件書に定めない事項は当社旅行業約款によります。

当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

1.募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社 スポニチプライム〔観光庁長官登録旅行業第530号〕(以下「当社」といいます。)が企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。

(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、ご出発までのご案内、渡航手続関係書類、ご案内とご注意、その他の案内書類(以下これらを総称して「パンフレット等」といいます。))出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

2.旅行の申し込みと契約の成立

(1)当社または当社の受託営業所にて(以下「当社」といいます)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下記のお申込金を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金、取消料または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。ただし、特定のコースにつきましては、別途「パンフレット等」に定めるところによります。

(2)当社らは、電話、郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、旅行契約は予約の時点では成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込金を受領した時に成立するものとします。この期間内に申込金を提出されない場合は、予約はなかったものとして取り扱います。

(3)当社らでは、団体・グループの場合のお申し込みは、その代表者を契約責任者として、契約締結および解除に関する一切の代理権を有している契約取引を行うことがあります。

【重要】

お客様のお客名・氏名を旅行申込書に記入される際は、旅券に記載されている通りにご記入ください。間違えて記入された場合はお客様の交替の場合に準じて、第12項(1)のお客様の交替手数料(10,000円)をお支払い頂きます。なお、運送・宿泊機関等の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除させていただく場合があります。この場合には第13項による所定の取消料をいただきます。

区 分	申込金(お1人様)
旅行代金が50万円以上	100,000円以上旅行代金まで
旅行代金が30万円以上50万円未満	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	旅行代金まで

3.申し込み条件

- お申し込み時点で、未成年の方は当社が別途定めた条件に該当する場合を除き親権者の同意書の提出が必要です。
- 旅行開始時点で、15歳未満の方は特定コース(小・中学生を対象とした語学研修ツアー等)に参加する場合を除き、当該参加者の親権者の同行が必要です。なお親権者が同行できない場合は、特定コースを除き当該親権者が指定した16歳以上の方の同行が必要です。(当該同行者が未成年の場合は、前(1)が適用となります)
- 特定の旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- 身体に障がいをお持ちの方(耳の不自由な方、目の不自由な方、車椅子をご利用の方、歩行が不自由な方、補助犬使用の方等)、健康を害している方(血圧異常、心臓病、慢性疾患等)、高齢な方等、特別な配慮が必要な方は旅行参加申込書の所定欄に必ずご記入下さい。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じる努力を致しますが、利用機関等の求めにより医師の診断書や当社所定の「お問い書」を提出していただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様の為に講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となります。また現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施の為に、お客様の負担で介助される方の同行を条件とさせていただきますが、お客様の同意の上でコースの一部内容を変更させていただくか、または行程の緩やかな別の旅行をお勧めするあるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 妊娠中の方がご参加される場合はご本人自身の責任にてご参加いただくことを条件とします。但し妊娠36週以降(出産予定日の4週間以内)の航空機搭乗および出産予定日がはつきりしない場合は、健康診断書の提出が必要です。また、航空機搭乗が出産予定日の14日以内の場合は、産科医の同伴が必要です。妊娠を起因とする保険による補償は適用外の場合がほとんどです。なお、現地事情や関係機関の状況により、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
- お客様がご旅行中に疾病、傷病その他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただく場合があります。なお、これにかかるとの一切の費用はお客様のご負担となります。
- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けすることがあります。また、お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、事前にその旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

4.旅行契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社らは、お客様からの旅行お申し込み後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。既にお申し込み時点でこれらをお渡している場合はこの限りではありません。契約書面は、本ご旅行条件書1項(3)に記載の「パンフレット等」に併せてお渡されます。当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲はパンフレット等に記載するところによります。
- 本項(1)の「パンフレット等」をお渡しし、当社は確定した集合場所等の旅行日程、利用運送機関および、宿泊機関等が記載された最終旅行日程表を旅行開始日の前日までにお渡します。(当社は旅行開始日の7日前頃には発送できるような努力をいたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降の場合には、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。年末・年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の前日にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しします。なお、最終旅行日程表のお渡し前であっても、お客様からのお問い合わせがあった場合には、当社は手配状況についてご説明いたします。

5.旅行代金のお支払い方法

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降のお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6.旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金(等級の選択できるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレット等に明示してあります。また、運送機関の課す付加運賃・料金は、この運賃・料金に含まれておりません)
- 旅行日程に記載した宿泊料金および税・サービス料金(パンフレット等に特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします)。
- 旅行日程に記載した食料料金および税・サービス料金
- 旅行日程に記載した観光料金(ガイド料金・入場料金)
- 航空機または、現地での手荷物の運搬料金お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(お1人様20kg以内が原則となっておりますが、クラス・方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください)。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続を代行するものです。また一部の空港、駅、港、ホテル等でポーターの人数が少ない場合や、いない等の理由によりお客様自身で運搬していただくことがあります。(尚、一部コースにおいては、現地での手荷物運搬料金は含まれておりません。)
- 団体行動中のチップ
- 添乗員付きコースの場合は添乗員が同行するために必要な諸費用
- その他「パンフレット等」で含まれる旨表示したもの

●上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。

7.旅行代金に含まれないもの

第8項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- 超過手荷物料金(各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの)
- クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用およびこれに係る税・サービス料金

- 旅行日程中の各国空港税、出国税、国際観光旅客税、およびこれに類する諸税(空港税等を含んでいることを当社のパンフレット等で明示したコースを除きます。)
- 一部コースにおける現地での手荷物運搬料金
- 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、出入国カード作成等に係る渡航手続取扱料金等)
- 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
- 日本国内の空港旅客施設使用料
- 運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件下に限り全ての旅行者に一律に課されるもの・国際燃油サーチャージ)
- 日本国内におけるご自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、手荷物運搬料金および、旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- 傷害・疾病に関する医療費等
- 海外旅行保険料(任意保険)

8.旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

9.旅行代金の変更

- 当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。
- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
 - 第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - 第10項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対しての取消料、違約料その他既に支払い、又これから支払うべき費用を含む。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにも関わらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更(オーバーブックング)の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
 - 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

10.お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得た場合に限り、旅行契約上の地位を当該お客様が指定した第三者に譲渡することができます。(ただし、コースにより、また時期により当該交替を一切お受けできないことがあります。)この場合、当該お客様は、第13項(1)の①に定めた取消料のお支払いに替る、当社に当該交替に要する手数料として交替を受ける当該お客様1人あたり1万円をお支払いいただきます。(ただし、取消料対象期間外の場合を除きます。また、既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を申し受ける場合があります。)
- 旅行契約上の地位の譲渡の効力は前(1)の承諾を得て、かつ所定の手数料を当社が受領した時に成立します。(ただし、手数料未払いは承諾済) 以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利および義務を継承するものとします。
- 任意の海外旅行保険、旅行小切手等は別途契約のお申し込みが必要です。

11.旅行契約の解除・払い戻し

(1)お客様の解除権

①お客様は(表1)定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、当社らが確認したときを基準とします。(お申出の期日に「旅行契約の額」に差額が生じることもありますので当社の営業時間、連絡先等はおお客様ご自身でもお申し込み時点で必ずご確認ください)。

(ア)■海外旅行に係る取消料(表1)※貸切航空機を利用するものを除く

旅行契約の解除期日		取消料(お1人様)
[1]	旅行開始日がピーク時のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで	旅行代金の10%
	まで「[2]~[4]」に掲げる場合を除く	
[2]	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から3日目に当たる日まで	旅行代金の20%
	まで「[3]・[4]」に掲げる場合を除く	
[3]	旅行開始日の前々日以降「[4]」に掲げる場合を除く	旅行代金の50%
[4]	旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- 注:「ピーク時」とは、旅行開始日が「12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、および7月20日から8月31日まで」をいいます。(イ)旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む旅行契約の場合は、別途お渡しする取消料規定(パンフレット等に明記する場合を含みます。))によります。
- (ウ)日本国出国時に船舶を利用するコースについては、当該船舶に係わる取消料規定によります。
- (エ)特定コースについては、別途お渡しするご旅行条件書または「パンフレット等」に記載の旅行条件によります。
- ②お客様は次に掲げる場合において、本項(1)の①の規定に係わらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- (ア)契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限り、ます。(イ)第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- (ウ)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (エ)当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。
- (オ)当社の責に帰すべき事由により「パンフレット等」に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ③当社は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定のいた額を払い戻します。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。
- ④お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または途中離脱された場合は、お客様の権利放棄となり、一切の払い戻しをいたしません。
- ⑤旅行契約の成立後にコースまたは出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。
- ⑥当社の責に帰さない各種ローンの取扱上の事由、その他渡航手続の事由で旅行契約が解除になる場合は上記取消料の対象となります。

(2)当社の解除権

- ①お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、旅行契約を解除することができます。この場合、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ②次の各(ア)~(キ)に該当するときは、当社は旅行契約を解除することができます。
- (ア)お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (イ)お客様が病気、或いは必要な介助者の不在等の第3項(4)に記載した事由を含むその他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- (ウ)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (エ)お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (オ)お客様の数が「パンフレット等」に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、ピーク時に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目に当たる日より前までに、また、ピーク時以外に旅行を開始するものにあつては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目に当たる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。
- (カ)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- (キ)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当社は、本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いた額を払い戻します。また、本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

13.旅費管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。ただし、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2)本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスを当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- (3)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならない。

14.当社の指示

お客様は、旅行開始後、旅行終了までの間において募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

15.添乗員等の業務

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認め業務の全部または一部を行います。
- (3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示します。
- (4)添乗員その他の者が本項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

16.当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」といいます。)の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。
- (2)本項(1)の規定は、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
- (3)お客様が次に例示するような当社または当社の手配代行者が管理できない事由により損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社または当社の手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ア.天災地変、戦乱、暴動またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- イ.運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ウ.官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、中止
- エ.自由行動中の事故
- オ.食中毒
- カ.盗難
- キ.運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地的滞在時間の短縮
- ク.運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害
- (4)荷物物について生じた本項(1)の損害については、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して通知があった場合に限り、その損害を賠償します。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社の賠償額はお客様当たり最高15万円まで(当社に故意または重大過失がある場合を除く。)とします。

17.特別補償

- (1)当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被られたときは、旅行業約款「特別補償規程」により、死亡補償金・後遺障がい補償金(限度額)として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円または通院見舞金として通院日数(3日以上)により2万円～10万円のいずれか高い方の金額、携行品に対する損害につきましては損害賠償金(15万円を限度)ただし、1個または1対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨明示した場合に限り、「当該旅行参加中」とはいたしません。また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品・食料品等の消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体に書かれた原稿等の補償はしません。
- ※ 事故による傷害治療費用、病氣による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等には一切適用しません。
- (2)お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反行為・法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、産産、流産等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合の、自由行動中の山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スライダービギン、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロフライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジェットプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、これらの運動が、旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。(3)当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を兼ねて行う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

18.お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社は、お客様が損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、パンフレット等の契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければならない。
- (3)お客様は、旅行開始後に、パンフレット等に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに添乗員、現地ガイド、現地手配会社、当該旅行サービス提供機関等何れかにその旨を申し出なければならない。

19.旅費保証

- (1)当社は、表(2)右欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、次の[1]～[23]を除き、旅行代金に表(2)右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更については当社に第19項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかである場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。
- [1]次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。
- ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- イ.戦乱
- ウ.暴動
- エ.官公署の命令
- オ.欠航、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
- カ.遅延、不通、運送スケジュールの変更等当初の運行計画にあってもない運送サービスの提供
- キ.旅行参加者の生命または身体安全確保のため必要な措置
- [2]第13,14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- [3]パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供をうけることができた場合には、当社は変更補償金を支払いません。
- (2)本項(1)の規定に係らず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、ひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替えて、同等価値以上の物品・サービスの提供をする場合があります。

(4)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第19項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は、当該変更に係わる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金とを相殺した残額を支払います。

20.事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

21.海外旅行保険について

旅行中お客様が身体または財産等に損害が生じた場合、現地の国情、物価等の相違などにより賠償すべき運送・宿泊機関等または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害を補償できない、傷害の治療費を支払えない、または、損害を受けた旅行品の保証ができない場合があります。海外旅行保険はそのような場合に備えてお客様ご自身の治療費および損害賠償等を担保することを目的としていますので必ず、ご加入されることをお勧めいたします。

22.個人情報のお取り扱いについて

当社及び下記「販売店」欄記入の受託販売店は、旅行申込の際にお申込書にご記入いただきましたお客様の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し出いただいた旅行の手配において必要な範囲で運送・宿泊機関及び手配代行者に提供させていただきます。

23.旅券・査証について

ご自身の旅券(パスポート)が今回の旅行に有効かどうか、パンフレット等に記載の旅券の必要残存有効期限をご確認ください。有効な旅券をお持ちでない方は渡航手続きに従い、速やかに、ご自身で、取得手続きを行ってください。渡航先が査証(ビザ)が必要な国の場合は、査証取得手続きの案内書を同封しておりますので、その手順に従い取得していただきます。なお、当社による団体査証取得の場合の際は別途、渡航手続代行契約による渡航手続代行料等を受け付けます。なお、日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せのうえ、ご自身にて再入国許可・査証等の手続をお済ませください。

24.保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「感染症発生情報」ホームページ<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

25.その他

- (1)お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- (2)お買物についてのご注意
- お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、ご購入に際しては、お客様ご自身の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品のお手扱いは致しかねますのでトラブルが生じやすい商品の確認および領収書の受け取りなどを必ず行ってください。なお、ワシントン条約または国内諸法令により日本へお持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。また諸外国での現地税関の都合、航空機の遅延等による乗継時間不足で免税手続きができない場合がありますがその場合当社では責任を負いません。
- (3)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4)お名前のローマ字記入の注意
- 当社では、旅行契約時にお申し出のあったお名前のお客様が旅行サービスの提供を受けることができるよう手配を進めてまいります。ご契約でいただいたお名前とパスポート名が違う場合は、ご旅行に参加いただけないことがあります。お客様の責任において正確な名前でご契約いただきます。出発開陸に名前の訂正等の申し出があった場合は、手配内容の変更に係わる諸費用を申し受けます。
- (5)マイルレジャーサービスについて
- 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルレジャーサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、当社は第19項(1)並びに第23項(1)の責任を負いません。
- (6)航空会社への受託手荷物が当該航空便にて運搬されず、お手元に戻くまでに時間を要する場合があります。その責任は航空会社との運送約款に基づくもので、当社では責任を負いません。
- (7)この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社へご請求ください。

■変更補償金(表2)

変更補償金の支払いが必要となる変更		1件当たりの率(%)	
		旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
[1]	パンフレット等に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.50%	3.00%
[2]	パンフレット等に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.00%	2.00%
[3]	パンフレット等に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.00%	2.00%
[4]	パンフレット等に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.00%	2.00%
[5]	パンフレット等に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.00%	2.00%
[6]	パンフレット等に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.00%	2.00%
[7]	パンフレット等に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.00%	2.00%
[8]	パンフレット等に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1.00%	2.00%
[9]	上記の[1]～[8]に掲げる変更のうちパンフレット等のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.50%	5.00%

注1:最終旅行日程表が交付された場合には「パンフレット等」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、パンフレット等の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間または最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更1件として取り扱います。

注2:第[3]号または第[4]号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件とし取り扱います。

注3:第[4]号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注4:第[4]号または第[7]号もしくは第[8]号に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊に取消料を差し引き1件として取り扱います。

注5:第[9]号に掲げる変更については、第[1]号～第[8]号の率を適用せず、第[9]号の料率を適用します。

(2026年7月)